

高齢者用肺炎球菌予防接種のお知らせ

☎ 健康づくり支援課 健康推進係 ☎ 282-1602

御船町の住民で以下の①または、②に該当する方に対して、高齢者用肺炎球菌予防接種の費用助成を行っています。肺炎は、日本人の死因で上位にあがる疾患です。その原因菌で最も多い肺炎球菌に対して、かかりにくくなったり、かかっても軽くてすんだりする効果が期待されます。

ただし、助成できるのは1回目の接種のみです。以前接種したことのある人は対象となりません。①の対象者へは、5月中旬ごろ通知をお送りしていますのでご確認ください。なお、紛失した場合は、御船町保健センターにて再発行手続きが必要です。

■対象者

①令和元年度に次の年齢となる人のうち、一度も接種したことがない人

年齢	対象生年月日
65歳	昭和29年4月2日生～昭和30年4月1日生
70歳	昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生
75歳	昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生
80歳	昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生
85歳	昭和9年4月2日生～昭和10年4月1日生
90歳	昭和4年4月2日生～昭和5年4月1日生
95歳	大正13年4月2日生～大正14年4月1日生
100歳以上	～大正9年4月1日生

※基本的な対象者は65歳であり、その他の対象者は経過措置によるものです。5年後は、対象とならない可能性がありますことをご理解の上、接種を検討してください

②平成31年4月1日現在60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい有する人（身体障害者手帳1級相当）で一度も接種したことがない人



■接種費用

自己負担 2,040円

■接種期限

令和2年3月31日迄まで

■実施方法

①の対象者は、5月中旬ごろの通知に同封されている『予診票』を持って医療機関を受診し、接種を受けてください。

②の対象者は、身体障害者手帳等を持って保健センターでお手続きをしていただき、その後医療機関を受診し、接種を受けてください。

■医療機関

下記の医療機関へ予約をして受診してください。

- ・古閑整形外科胃腸科医院（上野） ☎ 284-2010
- ・榊田泌尿器科外科医院（御船） ☎ 282-6363
- ・泰泉堂牟田医院（御船） ☎ 282-0216
- ・たかぞえ内科循環器内科クリニック（御船） ☎ 282-0070

- ・藤岡医院（御船） ☎ 282-0405

※町外で接種を受けたい場合は、町ホームページで確認いただくか、町保健センターにお尋ねください。

損害賠償請求控訴事件の判決で元町長の控訴が棄却されました

☎ 企画財政課 ☎ 282-1263

竹バイオマス事業への補助金支出に対する損害賠償を求めた控訴審の判決言渡が9月27日、福岡高等裁判所で開かれ、元町長の控訴が棄却されました。

この裁判は、住民訴訟判決に基づき、町が元町長に対して、9,279万3000円の支払いを求めた損害賠償

請求訴訟の判決を不服として、元町長が控訴し、町が応訴していました。

控訴審の判決主文では、「1 本件控訴を棄却する」「2 控訴費用は控訴人の負担とする」と言渡され、熊本地方裁判所での一審判決が支持されました。

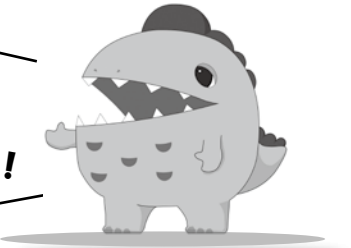
消費税増税に伴い 10月1日から使用料などを改定します

消費税法の一部改正により令和元年10月1日から消費税および地方消費税の税率が8%から10%に引き上げになりました。これに伴い、役場の各使用料や利用料なども消費税相当額が変更になりました。

変更となる内容は次のとおりです。（金額変更の詳細は、各担当係までお問い合わせください）

詳しいことは

担当係までまる！



条 例 名 称	内 容	お問い合わせ先
御船町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例	B B I Q光に関すること	総務課管理係 ☎ 282-1111
御船町町民憩の家設置及び管理に関する条例	町民憩の家の利用料に関すること	福祉課社会福祉係 ☎ 282-1342
御船町観光交流センター設置及び管理に関する条例	観光交流センターの使用料に関すること	商工観光課商工観光係 ☎ 282-1226
御船街なかギャラリー設置及び管理に関する条例	御船街なかギャラリーの使用料に関すること	
吉無田高原緑の村設置、管理及び使用料に関する条例	吉無田高原緑の村の入村料、使用料に関すること	環境保全課水道係 ☎ 282-0472
御船町水道事業条例	上水道使用料に関すること	
御船町下水道条例	下水道使用料に関すること	環境保全課下水道係 ☎ 282-1374
御船町カルチャーセンター条例	カルチャーセンター施設使用料に関すること	社会教育課社会教育係 ☎ 282-0888
御船町立社会教育センター施設の設置及び管理に関する条例	社会教育センター使用料に関すること	社会教育課社会体育係 ☎ 282-1261
御船町立小中学校施設の開放に関する条例	御船町立小中学校体育館使用料に関すること	
御船町スポーツセンター設置及び管理に関する条例	御船町スポーツセンター施設使用料に関すること	
御船町町民グラウンド管理に関する条例	町民グラウンド使用料に関すること	

【お知らせ】11月24日実施！～防災訓練に参加しませんか

☎ 総務課 地域・防災係 ☎ 282-1111

万が一の災害に備え、次のとおり御船町の防災訓練を実施します。訓練への参加は自由です。地域や企業の人をお誘いのうえ、ご参加ください。

■日 時 11月24日 8時30分～

■対象者 ①各行政区または自主防災組織
②町内企業

■訓練概要

8時30分に防災行政無線を通じて、町内一斉に地震発生の放送を行います。身の安全を確保した後、各地域や企業で考えた訓練を行ってください。



■その他

訓練に参加される団体等は、保険に加入しますので、必ず担当係へご連絡ください。保険料は無料です。